

## 第 1 3 0 回

# 京都市大規模小売店舗立地審議会

## 議 事 録

日 時：平成 25 年 7 月 30 日（金）

午後 2 時 40 分～午後 4 時 20 分

場 所：京都社会福祉会館 3 階 第 5 会議室

## 開 会

●事務局（小山課長） 本日は委員の皆様方には、ご多忙中にもかかわらずご出席をいただき誠にありがとうございます。また、現地調査にご参加いただきました方々には暑い中、大変ありがとうございました。

ただ今から京都市大規模小売店舗立地審議会を開催させていただきます。本日の委員の方々のご出席状況でございますが、8名の委員にご出席をいただいております。したがって京都市大規模小売店舗立地審議会条例第5条第3項の規定により、本審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは審議にあたりまして、京都市の山本商工部長からご挨拶させていただきます。

●山本部長 皆さん、こんにちは。大変お忙しい中、また本日は暑い中をお集まりいただきまして本当にありがとうございます。また、現地調査を非常に暑い中を精力的にこなしていただきまして本当にありがとうございます。本日は（仮称）イズミヤ堀川丸太町店の2回目の届出者説明と、外市本社ビルの答申案検討ということになっております。

イズミヤ堀川丸太町店ですけれども先ほど現地も見ていただきましたが、申しあげるまでもないことですが、大規模小売店立地法は周辺的生活環境の保持を目的とする法律でして、店舗の設置者が配慮すべきことは何か、そしてまたそれが配慮されているのかどうか、そういったことをご審議をいただく場でございます。周辺的生活環境は当然さまざまな状況によっていろいろあるわけですが、そういったそれぞれの状況に応じた対応策がなされなければならないというものでございます。そういった意味合いから申し上げますと、この場所にはコミュニティ道路を京都市が提示しているということ。このあたりも十分念頭に置いていただいてご審議がなされるものと期待しております。どうぞよろしく願いいたします。

●事務局（小山課長） それではお手許の資料を確認させていただきたいと思っております。各委員のお手許には、本日の審議会次第、資料1として「（仮称）イズミヤ堀川丸太町店 検討資料」、それからインデックスを付けておりますが裏側から資料2になっております。「外市本社ビルに係る届出者提出資料」、資料3「外市本社ビル 答申案」、そして資料4「立地法に係る計画一覧」、以上の資料を席上に配付させていただいております。なお、追加の席上配付資料といたしまして、（仮称）イズミヤ堀川丸太町店に係る届出者提出資料及び9月の日程調整表も併せて置かせていただいております。ご確認のほどよろしく願いいたします。もし足りないものがございましたら、事務局のほうにお申し出いただければと思います。

それから報道関係の方、傍聴の方用には「本日の閲覧資料」ということで後方の閲覧資料台に備えております。恐縮ですが部数に限りがございますので順次ご閲覧いただきたいと思います。また、お願いでございますが傍聴席からのご発言、もしくは拍手等の行為につきましては

審議の妨げとなりますのでお控えいただきますようお願い申し上げます。また、傍聴席での私語につきましても、ほかの傍聴の方や説明者にさしつかえがございますのでご配慮願えればと思います。よろしくお願い申し上げます。

それでは早速、審議に入りたいと思います。市川会長，よろしくお願い申し上げます。

## 議 題

### 1 平成25年2月届出案件

#### 「(仮称)イズミヤ堀川丸太町店に係る届出者説明」

●市川会長 それではこれより第130回京都市大規模小売店舗立地審議会を始めます。議題1「平成25年2月届出案件 (仮称)イズミヤ堀川丸太町店」の2回目の届出者説明ですが、その前に意見書の提出状況等について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは事務局からご説明申し上げます。資料1をご覧ください。「(仮称)イズミヤ堀川丸太町店 検討資料」と右側に資料1と四角で囲った資料がございます。そこに記載しておりますのが、下にページ番号を振っておりますけれども、2ページ目に法に基づく意見書と地元説明会における意見等の概要を記載しております。そのあと3ページ目に第8条第2項の規定に基づく意見，そのあと55ページ目に説明会等実施報告書，そのあと参考資料として75ページ目に京都市会への請願文書表を記載しております。このなかで1番，意見書及び地元説明会における意見等の概要についてご説明申し上げます。めくっていただいて2ページ目をご覧ください。「(仮称)イズミヤ堀川丸太町店に係る意見書及び地元説明会における意見等の概要」としてあります。意見書については先日意見書の提出期間は終わったのですが，51通提出されています。51通のなかで主な意見書の概要をこちらに記載しております。

1番，「意見書の概要」で，(1)コミュニティ道路である猪熊通に駐車場出入口を設けるのは反対である。(2)猪熊通は，せめて駐車場出入口のどちらか一方にしてほしいというご意見もございました。また，(3)工事用車両が猪熊通に出入りするのをやめてほしいというご意見もございました。(4)で猪熊通には，幼稚園や障害者支援施設，予備校がある。猪熊通に駐車場出入口を設けて交通量が増加すれば，事故の危険性が増えるのではないかというご意見もございました。

また，(5)駐車場の入庫待ち車両で，猪熊通に渋滞が起こる可能性があるのではないかというご意見もございました。(6)駐車場の台数を大幅に削減することというご意見もございました。(7)駐車場の利用時間の短縮というものもございました。また，(8)深夜12時までの営業に反対であるというご意見，また同様になると思いますが(9)閉店時刻を午後10時までにしてほしいというご意見もございました。これらが法に基づく意見書の概要です。

意見書につきましては，このあとずっと写しはお手許にお配りさせていただいておりますけ

れども、主な概要を書いたのが先ほどの2ページ目になります。

そのあとの2番、「地元説明会における意見等の概要」で、説明会における質疑のやり取りについては設置者から提出された報告書をお付けしておりますが、そのなかでの概要を記載しております。まず、(1) 駐車場などの交通誘導員の配置についてというご質問、ご意見がございました。(2) は、これは前回設置者のほうから説明がありましたけれども駐車場出入口の考え方について、どういうことでそこになったのかというご質問がございました。また(3) 駐車場の出入口を変更してほしいというご意見がございました。あとは(4) 駐車場の料金設定について、有料にする予定と届出者から聞いておりますけれども、料金はどのように考えているのかというご意見、ご質問がございました。また通学路がございましたので、(5) 通学路に対する安全対策について。また、(6) 隔地駐車場の確保についてというご質問もございました。

(7) 店舗照明について、特に午後10時以降ということで店舗照明はどのような形になるのか、過度に明るくなるのかというご質問がございました。(8) フードコートについてのご質問ということで、夜24時までの営業となっているのですが、フードコートがもし入って夜遅くまでやっていたら溜まり場になる恐れがありますので、そういった意味でのご質問・ご意見がございました。あとは(9) 京都市会への請願を踏まえた対応についてどうしてきたのかというご質問がございました。この市会への請願については75ページをご覧くださいませでしょうか。市会に請願が出ておりましてこちらのほうが採択されています。参考までに読ませさせていただきます。

「イズミヤ株式会社と阪急設計コンサルタント株式会社より3度に渡り説明会があったが、中之町自治会としては、次の4点を懸念している。1. 元待賢小学校には、障害者発達支援センターかがやきがあり、駐車場出入口を猪熊通に設ける設計は道路交通の危険が増大するおそれがある。2. 猪熊通は1996年からの建設省（現国土交通省）によるコミュニティゾーン形成事業の整備の一環として、堀川丸太町交差点東行右折車の混雑回避車両の抜け道となっていた幼稚園、小学校、予備校の隣接道路（猪熊通）への車両流入を抑止するため、京都市の提案によってコミュニティ道路として整備されたものであり、歩車共存の道路でなくなるおそれがある。3. 営業時間を深夜0時までと予定されており、深夜に多くの車両が生活道路に流入することが考えられ、併せて安らかな市民生活が著しく阻害されるおそれがある。4. 当地南側には世界遺産二条城があり、文化環境が著しく阻害されるおそれがある。

については、ホテルニュー京都跡地におけるイズミヤ堀川丸太町店新設計画の事業者に対して次のことを指導するよう願う。1. 敷地に隣接する道路の交通安全を確保するよう指導すること。2. 設計及び施工に当たっては、周辺の住環境に十分に配慮し、安全で快適な住環境の保全及び形成に努めるよう指導すること」。

この請願が出されておりました採択されておりますので、それを踏まえてということでご質問が説明会のなかでございました。

事務局からの説明については以上です。

●市川会長 ただ今、意見書の提出状況などについて説明をいただきました。それでは届出者説明を行います。担当の方々に入っていただきますのでよろしくお願いします。

——（担当者入室）——

●事務局 おかけください。前回の審議会での質疑のなかで、提出をお願いした資料が設置者から提出されています。それがお手許にお配りしてございます薄いほうの「イズミヤ提出資料」と書いてある資料です。こちらの資料の内容を説明していただいたあと、質疑応答とさせていただきます。届出者の方は前回に引き続きとなりますが、自己紹介のあとにご説明いただきますようお願いいたします。

●イズミヤ（寺谷） イズミヤ株式会社の店舗開発部の寺谷と申します。どうぞよろしくお願い申しあげます。

●イズミヤ（岡室） 同じくイズミヤの岡室でございます。よろしくお願いいたします。

●イズミヤ（畑上） 同じくイズミヤ株式会社店舗開発部の畑上と申します。よろしくお願いいたします。

●イズミヤ（石原） ノム建築設計室の石原と申します。よろしくお願いします。

●イズミヤ（村田） 今回、大規模小売店舗立地法の手続きにおきまして、お手伝いさせていただきました阪急設計コンサルタントの私、村田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは私のほうから、前回審議会におきまして出されました追加資料の提出についてご説明させていただきたいと思えます。まず、お手許の資料の「イズミヤ堀川丸太町計画 周辺の公共施設における通学、通所の状況」という資料のほうをご覧いただきたいと思えます。前回の審議会のあと、二条城北小学校、待賢幼稚園、障害者福祉センターかがやきの3所のほうに改めてご訪問させていただき、登校・下校、また通園、通所の状況について確認をさせていただいております。

まず二条城北小学校については、登校時間帯については猪熊竹屋町の交差点に7時45分頃に集合しまして、西側の歩道を通って集団登校されているということです。8時35分から始業時間のために、8時20分にはすべての児童は校内に到着しているということで、10～20人

が登校しているということです。下校につきましては、1年生4、5人ぐらいは14時45分ぐらいに退校しますので、計画地前を通過するのは15時半くらいであろうと校長先生がおっしゃっていました。2～6年生は16～16時半頃計画地周辺を通過するのではないかとのご指摘でした。そのほかとしては月に一度、職員会議があり、14時頃に一齐下校する日があるというご指摘をいただいております。

待賢幼稚園さんとしては、登園は8時30分から1時間程度で、現在児童の在籍は37人となっています。降園については、月・火・木・金曜日は14～16時くらい、水曜日は少し早くて11時40分から14時ぐらいの降園と聞いております。そのほかとして園外保育として月に2～3回、園外への外出がある。また就園前の3歳児の保育として、月～木曜日まで実施されておられて、その登園は8時50分くらいから、降園は11～14時頃となっています。このほか、子育て支援として「園庭の開放」や「プールの開放」、月曜日と金曜日に「未就園児遊びの日」として園を開放しているということがございます。「開放」の字が間違っておりましたので、訂正させていただきます。

障害者福祉センターかがやきさんとしては、通所の状況としては施設の利用時間は9～17時でして、基本的には予約制を取っておられ、相談ブースは4区画あるとうかがっております。相談時間はお1人様、1時間程度アドバイスをされているとうかがっています。このほか定期的な学習会を行っておられまして、いちばん多いときで100人程度参加があるという状況があるとうかがっています。また週1回、17時以降、大人の勉強会ということで相談事業も行っておられるということです。

通学、通園、通所の状況として改めて整理させていただいた項目としては以上でございます。

続きまして、イズミヤ白梅町店及び高野店の取組みということで、その次のページをご覧ください。高野店及び白梅町店のほうに改めて確認をさせていただき、過去からの状況と現在行っている取組みを改めて整理させていただいております。

まず白梅町店については長年、非常に長い期間オープンさせていただいている店舗ですが、現在におきましては周辺の施設において催事等があるときについては混雑する状況があるとうかがっておりますが、定常的に渋滞を引き起こしているという状況はかなり改善しているとうかがっています。これまで誘導員を配置し、例えば満杯のときには待機車両をつくらずスルーさせるとか、そういった取組みを続けてきているということを踏まえまして、そういった状況は改善させていただいているのではございますけれども、たしかにすべてがすべてゼロになっているかといいますとそうではないという状況も、100%ではないという状況もございますので、今後とも継続して渋滞等を引き起こさないような取組みについては、今回を契機にはございませんが、店舗関係者、また開発部としても心を引き締めて今後とも努力していきたいと考えております。

また高野店につきましても、前々回の審議会でちよろご議論をいただいた流れがございます。その後も駐車場がないということもありますので、カナート洛北への誘導やカラーコーン

の増設等、現在も継続してその後の状況については定期的に調査を行っておりまして、かなり改善されてきているという状況がございます。定期的実施するなかで台数が明らかに少なくなっているという状況がございます。こちらもそれで全部解消したかといいますと、そこまでの状況には至っていないという状況はございます。それにつきましては今後も継続的に十分徹底していくなかで、店舗関係者、またわれわれ本部の人間とも連携をし、十分対策をしていきたいと考えております。

この2店舗につきましては現場指導ということもございまして、問題という意識がわれわれとして希薄だったところにつきましては非常に反省する思いでございます。今回のことがあったことを受けてですけれども、やはりイズミヤ丸太町堀川店についてはそのへんを十分、今回を契機に現場、また店舗関係者と本部と十分密に連携を取りまして対応策を検討していきたいと考えております。

三点目のイメージパースについては建築の担当からご説明させていただきます。

●イズミヤ（石原） お手許に外観イメージパースが3枚ございますが、まず1枚目をご覧ください。この地が二条城という歴史的遺産に近い場所であることを考え、建物の南側の部分については勾配屋根にいたします。また堀川通、丸太町通といったところには、道路沿いの1階部分のところには庇をぐるりと回しております。また、てっぺんのパラペットのあたりにも軒庇を設けまして、堀川通交差点付近、また丸太町通ということで軒庇という形で二条城付近と調和の取れた形態になるように考慮いたしました。

また外壁についてはALCパネルで考えております。縦線が入っておりますのはデザインパネル、縦のストライプの入ったパネルとフラットなパネルの組み合わせで考えております。また庇や屋根については鋼板にしますけれども、色は日本の瓦に近い濃いグレーで考えております。外壁の色についてはご覧のとおり、茶系の色と淡い色合いの2色の組み合わせで考えております。1枚目のパースでは堀川通から堀川丸太町交差点付近を描いておりますけれども、前面にフロントサッシを多用しまして、お店のにぎわいを創出するように考えています。

続きまして2枚目を見ていただきますと、主に堀川通の南側から見た形になっております。先ほどお話しましたように駐車場の中央付近にグレーで屋根がかかっておりますが、これが駐車場のスロープの屋根でございます。左手のほうにグレーで描いておりますのが駿台予備校の建物です。こういう感じで見えるであろうという図でございます。3枚目のほうは丸太町猪熊通の北側ぐらから見た形になります。これについては搬入の出入口が中央付近にあるような形になっています。

だいたいこのような形で、こういった堀川丸太町の交差点は目立つ場所でもありますので、そこでランドマークになるような形のものを考えております。以上でございます。

●イズミヤ（村田） 最後に前回の審議会におきまして、こちらの猪熊通の出入口の検証プラ

ンや、なぜ堀川丸太町と猪熊の三面接道のなかで猪熊通を選んだのかについては、かなり長い時間を割かせていただきご説明させていただいた次第です。基本的には、われわれは猪熊通の出入口という形で考えさせていただいておりますが、やはり住民さんが懸念しておられるのは安全対策ということだと思います。今回の計画におきましては、特に開店時等については非常に多くの車がお越しになることも想像できますので、所轄警察さんにも相談しつつ、堀川丸太町の交差点や猪熊丸太町、また猪熊竹屋町の交差点等においても十分誘導員を配置させていただき、安全のほうを徹底していきたいと思っております。

またこれ以外にいろいろな取組みを考えているなかで、営業時間ということのご指摘が前回ございましたけれども、今回の計画におきましては2階フロアに医療関係や生活関連商品を置く予定でございますが、一部飲食店舗もそちらに入る予定がございます。住民さんとの説明会のなかで飲食店が長い時間営業されると、不審者や若者が滞留するということがございますので懸念されておられました。それについては2階部分については22時で閉鎖させていただき、1階部分については食料品ですので、食料品は販売させていただこうと思っておりますが、2階部分については閉店させていただくという配慮のほうを今回考えております。

ご迷惑をおかけするという点については十分承知をしておりますけれども、できるだけ開店後におきまして、本当にイズミヤがあってよかったといってもらえるような施設にしていきたいと思っております。以上でございます。

●市川会長 どうもありがとうございました。ただ今のご説明につきまして委員の皆様方からご意見、ご質問を頂戴したいと思います。前回の審議や、本日の現地調査を踏まえたご質問でも結構です。どうぞよろしくお願いいたします。

●宇野委員 説明ありがとうございました。たしかに難しい案件であるかと拝見しているのですが、前回私は欠席しておりました書面でご質問申しあげました。一応の回答はいただいているのですが、あえてもう一度おうかがいしたいと思います。

一つはコミュニティ道路として整備された空間に、商業施設の駐車場の出入口を設けること自体にやはりどうしても疑問が残ります。当然コミュニティ道路の整備にはそれなりの公費が投入されています。それによってできるだけ車が進入しないように主要道路と、幹線道路とコミュニティ道路と役割を分けて整備されているわけですから、ここで出入口ができるということはその機能が失われる可能性があります。そういう点から見て、かつ京都市さんが「歩くまち・京都」という形でまちづくりを推進されているなかで、商業施設の出入口をコミュニティ道路につくるということそのものが、市のまちづくりの方針と少し合致しないのではないかと、原則の部分で疑問をもちます。それが第一点目の質問です。どのようにお考えなのかということころです。

それからもう一つは、堀川は今日も現地を見ましたし、あるいは資料等、交差点の混雑度を



見ると厳しいだろうという推測はつくのですが、丸太町の可能性を排除してしまっているのだからかというものがもう一つの疑問点です。要は、丸太町道路に今、荷さばきの出入口を設けようとされていますので、あえて車の出入口を2カ所設ける必要があるのかというところが気になります。例えばバス停との関係であればバス停の場合によっては右折等も含め、それからあとは右折車両の配慮に関しては、場合によってはコーンによってその区間だけ仕切るということもあり得ると思いますので、右折車両の存在、あるいはバス停との関係だけで丸太町を排除して猪熊という議論はいかがでしょうかというのが二点目の質問です。

それから三点目は、猪熊を選ばれた理由のなかで信号制御されている猪熊丸太町のところが安全な入口だという、それはわからなくはないのですが、すると出口側はいかがでしょうかというところがもう一つ疑問です。要するに入った車に対する安全を考えるのであれば、当然出ていく、退店されるお客様に対する車に対する配慮もあるのではないかと。するとそちらの安全性も考えるとたして猪熊竹屋町がいいのでしょうか。今日拝見したところ、自歩道の形になっていて自転車の交通量がかなり多いと拝見しておりますので、そのあたりも併せて考えるとたして猪熊通がいいのだろうかというのが、まだ私としては十分理解できていないところがあります。以上、三点をまずおうかがいします。

●イズミヤ(村田) 私のほうからお答えさせていただきます。まずコミュニティ道路に対しての根本的な疑義があるということでしたが、われわれもコミュニティ道路がどういった性質で整備されていったのかを踏まえて、それを前提に計画を進めていったのですが、やはりまず安全対策という視点がいちばん中心に考えた部分です。安全対策を考えるうえで何が基準になるかというやはり通行量でした。

先ほども見ていただきましたとおり、堀川通についてはあのような交通量で、夕方ぐらにもし寄っていただけるとおわかりいただけると思いますが、自転車、歩行者の交通量が圧倒的に、おそらく終わる頃には増えていると思います。もしなでしたらご確認いただければと思います。丸太町についてもピーク時間帯で160台ぐらいの自転車が、歩行者もあって、バスが通るといった状況。やはり歩行者のボリューム感と、見ていただいている資料のなかにもありますけれども、猪熊通だから安全対策が取りやすいということもあります。一方通行であるとか、安全の確認性ということ考えるとそういった部分もあろうかと思えます。まず物量的な部分に対する安全の配慮から考えて、やはり猪熊通が好ましいということ判断させていただいたということがございます。

やはり目線によって違うところはあると思います。猪熊通に住んでおられる方からすると、なぜこれぐらい交通量の少ないところに車を通す必要があるのか、だからダメなのだという視点がございまして、一方でわれわれの視点としては500人とか300人という交通量があるところに出入口を設けることのほうが危ない。物量が少なからうが、多からうが反対の方はいらっしやいますし、それぞれに対する目線の違いで問題点は浮き彫りになると思います。そのな

かでやはり総合的な観点から、われわれとしては猪熊通に出入口を設けさせていただいたということですが。

関連してですが、二点目の丸太町の出入口を模索しなかったのかということですが、こちら資料に記載させていただいていますが搬入車と通過交通量、本日は車の量もある程度少なかったのですが、調査日を見ていただいてもおわかりのように934台の西行き交通量があり得る状況になっています。先生もプロでいらっしゃいますので934台がどのぐらいのボリュームかということはおそらくご存じだと思いますが、かなり交通量としては多い状況です。今日は平日で見ていただいたなかでも堀川通は混んでおりましたが、それに相当するぐらいの交通量の多い状況です。そのなかに搬入車両、来店車両、通過交通量、そして大型バス、自転車、バイク、歩行者が交錯するなかで出入口を設けることはどうなのかという懸念を考えたときに、安全対策の取りやすい猪熊のほうがいいのではないかと考えさせていただいた結果でございます。

また、ポストコーンで封鎖できないかということもございましたけれども、これも道路管理者さんのほうに確認させていただきましたが、絶対にダメというようなことはおっしゃいませんでした。しかしご覧いただいたとおり2車線・2車線の4車線の道路ですがいっぱい、いっぱい道路幅員が取ってあるので丸太町でポストコーンを付けているところはないと。それは道路構造的に設置できないというのはまた別問題としてやはり狭い。大型バスが行き来する、トラックも行き来しているなかでほとんど機能しないということがありましたので、過去に丸太町で付いている場所はないであろう、そういう視点で見てくださいという指摘はございました。

最後に出口側の竹屋町の安全対策ということでございますが、これについては住民様からも同じようなご指摘をいただいております。そのなかで誘導員ということについては竹屋町の交差点についても常時とはいきませんが、安全が一定確認されるという経過のなかで配置して一定落ち着いてくるまではつけたなかで、安全対策をしていきたいと思っています。決して竹屋町交差点は大丈夫だという認識はわれわれも持っていません。それについては十分安全対策に配慮して取り組んでいきたいと考えております。

●宇野委員 ありがとうございます。先ほどの丸太町通のところですが、934という数字が多いとおっしゃっていますけれども、一つは堀川丸太町のところで、あそこの交差点の流れが現状においては流れがよろしくないということがありますので、いったんあそこで流れがある程度抑えられます。ある程度抑えられながら西にやってくるので、おそらく交差点飽和度を見てもそれほど高くはないということです。堀川通に比べれば丸太町通はそれほど可能性がないわけではないと個人的に思っています。

それからやはり安全対策の点で竹屋町に非常に懸念を覚えています。かつ、今日拝見しまして幼稚園があるということで、昨今交通安全に対する目は非常に厳しくなってきていますので、

そこに退店車両が集中することが本当にいいのだろうかということ。

あともう一つ、これは地元のご意見がいろいろあるところだと思いますが、私は個人的にあそこを拝見したときに、もし猪熊があるとするならば、丸太町からイズミヤさんの出入口のところまで部分的に一方通行解除というやり方は考えられなかったのだろうかということです。要は信号制御によって出入りの安全が保たれるのであれば、出口もそちらに回してしまう。そうすることによって南側の一方通行を使う車両ははるかに減ります。かつコミュニティ道路としての区間は大幅に残ります。出入りする車は全部信号制御によってコントロールされます。ただ、右折による退場が求められますから人手によるコントロールが必要になります。そのような可能性もおそらくあり得るのではないかと思います。ですからコミュニティ道路であるところの猪熊にすべての車両を、入庫、出庫両方を負荷させることがはたしていいのかということ、もう一度ご検討いただければと思います。

●恩地委員 説明ありがとうございました。今の宇野委員のご意見に関連してといたしますが、違った指摘の面もありますけれども、私も前回欠席してしまいまして申し訳ありませんでした。そもそも今回こういう商業施設をつくるということ自体、地元の買い物の利便性をあげるという点ではいいことだとももちろん思います。あるいは二条城の周辺地域の景観に配慮したようなデザインにされていることについても、いい取組みではないかと思います。

ただ、一方で、先ほど宇野委員も指摘されたように猪熊通のほうに出入口を設けることについては、やはり大きな問題かと思えます。この審議会の役割ですけれども、生活環境への影響を減らす、なくすといったことがまず第一の目的です。そのうえで安全対策といったことを考えていくということになります。そのように生活環境への影響ということを考えた場合、コミュニティ道路に出入口を設けて買い物の車を、交通を流すといったこと自体、あり得ないことです。これは生活環境に対して多大な影響を及ぼします。

しかもこのコミュニティ道路は地元のいろいろな努力の積み重ねによってできあがってきた。その結果そういうこともあっていろいろな住民からの意見もたくさん出てきている。あるいは市会への請願というふうになっている。これを見ても地元への生活環境への影響が大きいといったことの現れです。

こういう計画をつくるのであれば、堀川通も丸太町通も交通量が多いことは十分承知のうえでつくろうとしているわけです。そうであれば、そもそも車で来るという想定をしない商業施設づくりをしなければいけない。生活環境への影響がないようにする。既存の交通量も踏まえて計画をつくる。そうすると車の利用を前提としない商業施設をつくることを本来選択すべきです。経済産業省のこういう指針についても駐車場をつくる、台数を計画することについてもあくまでも周辺の路上駐車や、車があふれないようにするために駐車場をつくりなさいということであって、車の利用を促進させようとか、車利用で便利なものをつくりなさいということを目指してこういうものができているとは思いません。

そういうことを考えていくと、車の出入口を丸太町のほうにつくる。あるいは堀川につくったとしても實際上利用できないような出入口になるかもしれませんけれども、そちらのほうがあくまでもメインなので、あくまでも安全対策をしっかりとったうえで駐車場の運営を、その範囲のなかでやるのが基本だろうと思います。ということで、そもそもこの地域に商業施設をつくるということがどういう意味をもっているかをしっかり考えたうえで、計画をつくるべきだということで猪熊通に出入口をつくることについては承認は難しい。あるいはせいぜい宇野委員がいわゆるように、地元のご理解が得られればですけれども交通を少し解除して信号制御でやることができるかどうか。それも少し問題であると思いますけれども。基本的に車を使わないような運用を考えていただきたい。

今、30%の分担率ということですので7割は徒歩や自転車で来られるお客さんですので、そういう方を前提にして住民さんも納得がいった商業計画をつくれればいいのではないかと思います。

●イズミヤ（村田） まず一点、宇野先生からコミュニティ道路の相互通行化という、おそらくイオンモールさんがされているような取組みについてですけれども、それも前回、先生からのご指摘の回答という形で代えさせていただいたのですが、改めてその点についてご報告をさせていただきます。

それにつきましては住民さんから、そういうことができないのかというご指摘があった話題です。するとあそこのコミュニティ道路の入口を拡幅するということになりますので、基本的にはコミュニティ道路の機能を一部損なわせる運用につながっていくということなので、われわれだけで判断できないところはあると思います。われわれとしてはかなりよくなります。事業者の観点でいわせていただきますと右折退場という部分でコントロールが必要ですが、われわれにとってはよくなる計画ですので、だからこそ事業者が推進するのではなく住民さんのご理解を得たなかでやる必要がある取組みではないか。それこそコミュニティ道路の性質が住民さんの合意の下で形成されたということであれば、コミュニティ道路を取りつづして相互通行させることも住民さんの総意がないとなかなか難しいのではないかと。われわれ主導で動き出すことではないのではないかと考えている次第でございます。

一方、恩地先生からご指摘がございましたできるだけ車で呼び込まない店ということですが、これも住民さんから切実に訴えられてきた内容です。分担率30%ということですが、われわれも検討のなかでは、これも検討したという経緯の説明なので実現はなかなか難しいですけれども、例えば自転車、歩行者の利用を促進するということが鍵を持ってこられたらポイントを付けるとか、車で来られた方はポイントを付けないとか、そういった細かい議論という形で社内でもかなりいろいろなことができないかということでもんできたのですが、やはり公平感というなかで必ず問題が浮き彫りになるのは間違いないということがございました。そのなかで何ができるのかということをお考えすると、やはり公共交通機関を、この場所なのでな

かなか難しいのですが、逆にいえばバス停が目の前にあることを生かしてそういった周知であるとか、アナウンスを徹底していく。

いちばん大きな論点でいいますと商圈の問題です。白梅町店などだと非常に商圈が大きいのですが、今回のお店は本当に1キロぐらいに絞っております。それは住民さんにも明確にお伝えさせていただいているのですが、1キロといいますと今出川通ぐらいいまでです。南側については三条商店街ぐらいいまでの距離です。そのなかでお車でお越しになるお客様がどれぐらいいるかということですが、やはり周知範囲を徹底的に絞っていくことにより、できるだけ周辺の方に徒歩圏内、自転車圏内の方に来ていただくという取組みについては、頑張っって鋭意努力していこうという気持ちはもっている次第でございます。

●恩地委員 ありがとうございます。車の駐車を設置せざるを得ないのですが、車の利用自体がなかなか難しいような駐車料金に相当程度上げてしまうとか、運用時間も渋滞が起きているような時間帯は駐車場を利用できないようにするとか、車の利用をなるべくしにくくしてしまう。もちろん周辺に路上駐車がでてしまうと困るのですが、それに気をつけながら利用しにくくするという取組みを積極的にされたほうがよろしいかと思ひます。よろしくお願ひします。

●宇野委員 先ほどのご説明のなかでコミュニティ道路としての機能をつぶしてしまうというお話があったのですが、あくまでも個人的な考え方ではありますけれども、必ずしもつぶすわけではなく、コミュニティ道路としての機能をいかに残すかという発想で申しあげているものです。かつ、このままの流れでいくと猪熊に出入口ができるとなると、すべての車があそこを退店、入出庫に使うということを考えて、そういう考え方、方法もあるのではないのでしょうかという話ですので、必ずしもコミュニティ道路をつぶすという発想で申しあげているのではないという点をご理解いただければと思ひます。

それから今、恩地委員からもございましたけれども、やはり車の利用をいかに抑えるかということだと思ひます。かといってよくあるように、短時間なら安い買い物金額でもいいとしてしまうと回転率が上がりますので、するとかえって車で来る人が増えるケースがあります。ですから全般的に、先ほどありましたように買い物客に対する無料駐車サービスがもしあるとするなら、かなりの額に上げていただいて、とにかく車で来ることをできるだけ抑える。ただし、身障者の方とかそういう方に関しては別だと思ひます。けれども全体としてここは車を使わない店舗であるという方針をしっかりと打ち出していただく必要があるのではないかと思ひます。

●イズミヤ(村田) その点も一つお答えさせていただきたいと思ひます。こちらにも実は無料の駐車を当初考えていたのですが、住民さんのほうから有料化してほしいというご指摘がございまして、有料化する方向に見直しをさせていただいた次第でございます。その料金設定に

ついてもオープン前までなかなか決まらないのでということで、住民さんのほうにお伝えしかねている部分があったのですが、現段階で想定している部分については周辺の駐車料金を調べさせていただくと、1時間あたりだいたい300円ぐらいが一般的な相場になっているという状況がございます。

われわれは駐車場になってもらったら困るという気持ちは当然ながらもっておりますので、まず500円というのを一つ、有料化という形で考えさせていただいております。そのなかで一定料金お買い物のお客様に対してサービスするという事は、当然やっていかざるを得ないと思えますけれども、基本的にとめやすい駐車場にしない。その基本的なスタンスについては料金設定で差別化させていただければと考えています。だんだん煮詰まってきたところもありますので、こちらにつきましてはまたご報告させていただきたいと思えます。

また、こういった今回の審議会もそうですけれども、中身で住民さんにお伝えできていなかった項目については、今後そういった対話の場をもつなかでご説明していく場を設けていけると思っておりますので、この場ではそこまでひとまずご報告のほうをさせていただきたいと思っております。

●山田委員 ご説明、それから調査をしていただきましてありがとうございます。私はコミュニティ道路の意義というものについて一点、確認をさせていただきたいと思えます。これはできたのが10年前ということでその当時住民の方々はいろいろな思いがあってつくられたのだと思えますけれども、10年前と今とで何かコミュニティ道路を必要とする事情に変更があったのかどうか、そのことについてどのように認識なさっているのかということが一点です。仮にコミュニティ道路の必要性というものが変わっていないと、私はそうではないかと思えますけれども、変わっていないといたしますと、その状況を変更するのであれば、変更しようとするほうが十分な一種の証明責任を果たすべきだと思えます。

先ほど宇野先生のお話にありましたような、例えば猪熊通の一部について一方通行を解除するという事については、住民の総意がないと難しいのではないかとのお話がありましたが、私は逆でしてそれをやろうとする側がイニシアティブを取って、例えば住民さんにきちんとそのことを説明して、次善の策だけれどもこれが今のところでは最善ではないかと思う。そうであればコミュニティ道路を昔このような形でつくった。それを一部解除することについて合意をいただけないとか、あるいは発議をしていただけないとか、そういった細かい働きかけは事業者のほうからすべきことだろうと思えます。住民が動かないから動かないというのは責任の所在が逆だろうと思えます。その点が第二点としては気になるというところです。

住民の総意云々ということをおっしゃったわけですがけれども、現在、猪熊通にするかどうかということについては総意がなくてもやろうというお話なわけですから、住民の総意があるかないかということはエクスキューズにはならないのではないかと思えます。

第三点として、現在はともかくイズミヤさんが建つこと自体は変更は難しいことだろうと思

いますが、建ったとして将来車の状況を見ている対話を続けていくと今お話がございましたが、具体的にいつ、どのような形で、どれぐらいの期間を置いて、誰にどのように通知をしたうえで住民との対話をしていくのか。それはあらかじめ期間等を示していただかないと、当審議会でよくあるのですが、開店後に状況を報告しますというお話をよく聞くのですけれども、その後どうなったのかは住民の方々は必ずしもご承知でないと思います。将来の対話の計画を具体的にどのようにお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。

●イズミヤ（村田） まず一点は、拡幅行為について事業者が主導であるべきではないかということ。二点目はいつ対話をするのかということ、だいたいいつぐらいに行うのかということ。

●山田委員 まず大前提として、コミュニティ道路の必要性が変わったかどうかという認識をおうかがいしたいと思います。

●イズミヤ（村田） コミュニティ道路の必要性が変わったかという、過去からの経緯ということですか。それにつきましてはいいのか、悪いのかという問題はさておいて説明させていただきますと、昔はやはり小学校が、今の幼稚園さんのところにあったと思うのですけれども小学校があったという状況から考えますと、変わったというのはたしかにあると思います。ただ一方で、やはりケアをもっと強調しないといけないのではないか、かがやきさんが入っておられるということを考えますと、大きく変わったかといいますと変わっていないと思います。

その意味からいいますと、安全対策だけではない。それこそ猪熊通に出入口を設けること自体がというご指摘はあるのですけれども、われわれとしては以前から申しあげているようにトータル的な観点から猪熊ということに設定させていただきながら、したがってそのなかでどういう安全対策が取れるかということのを常々考えてきた次第でございます。

関連して拡幅の話でございますけれども、猪熊に出入口を設けるという前提でお話をさせていただいているつもりでございますが、敷地の外に携わる部分ですので、少なくとも今ここでいうところではないと思います。今後、住民さんのなかでやはりそちらのほうがいいということがございましたら、それはもちろんわれわれも賛同するという事は住民さんの前でも申しあげておりますので、それは当然のことながらやっていかないといけないと思います。

一方で、そういった対話の場ということですね。

●イズミヤ（岡室） 住民様とのあいだで保留にしているテーマが、それは内容がまだ決まっていないうことなのですが、一つはガードマンの設置計画について、二つ目が具体的な駐車料金について、三点目は2階の飲食店としてどこが入るのかということも未定ですということも出てきています。そういった保留となっている事項についての説明はさせていただこうと思っております。具体的には開店1カ月前には住民さんの代表様と打ち合わせをして、ひょっ

としたら場所はまたここでさせていただくかもしれませんが、説明会をまずしたいと思います。待賢学区さんを相手に説明会をさせていただきたいと思います。

開店後の対話の場というのは、今でも学区様と会話をさせていただいておりますので、また今後具体的に決めていきたいと思っております。以上です。

●山田委員 ありがとうございます。仮に拡幅の話をするのであれば、やはり住民の誰かが声をあげて、それから考えるという、あるいはそれから賛同なさるかもしれないということだと思いますけれども、ただ、今すでにこの入口の問題が生じているわけですね。それは今のままですとどう見ても平行線のままだと思います。住民さんの発想とイズミヤさんのお考えとどう見てもずれるわけで、ハード面、ソフト面、両方でいろいろな工夫をされる必要があると思えますけれども、ここでどうしても猪熊しかないということであれば、これが次善の策ではないかと考える余地は私も宇野委員と同様にあると思います。仮にそうだとすればむしろイズミヤさんのほうでイニシアティブを取るべきではないかと、私は考えるということを申しあげておきます。

それから住民さんとの会話ということですが、開店1カ月前には1回なされると。その後のことについては、今でもなさっているとおっしゃったのは自治会長さんとお話をされているということでしょうか。

●イズミヤ（岡室） そうです。

●山田委員 自治会長さんといろいろなお話をなさっているとは思いますが、その背後にいる方々のご意見が完全に自治会長さんの下に集約されるとは限らないと思います。それは事業者さんのほうからすれば大変お手間だと思いますけれども、しかし実際、五十何通の意見書が出ている。これは自治会長さんの数よりも相当多いわけです。そういう状況が現にあるわけですので、そこは直接、そういう住民の方とお話をする機会を具体的に設けていくということをお約束いただければと思います。

●堀部委員 二つ、三つ、質問させていただきたいと思います。ご報告のなかで飲食店の営業時間が10時までということがありました。これは青少年の問題ですけれども、これは解消したかと思う反面、出入口の問題がございますけれども。どのように考えたらいいか私自身もよくわからないのですが、これは市会のほうで請願が採択されたという重みですね。これをどのようにイズミヤさんは捉えておられるのかということです。今、議論を聞いていますとやはり猪熊通にということで進んでいるように思うのですけれども、一度ここで本当に猪熊でいいのかと。ずっと資料を読ませていただくとずいぶん議論された経緯がたしかにございます。仮にハードがそれであるとしたら、もう少しソフトの面で考えないといけないことがあるのでは



ないかという言い方を、府警のほうもされていたと思います。そのソフトの面がやはり少し足りないのではないかという気がします。

その意味で、この市会の重みというものと、ここを選択した理由をもう一度改めて、面倒だろうと思いますけれども、ずっと歩かせていただくと住環境へもやはり、悪いのですけれども影響があるのかなという感じがするのです。そのへんを住民の皆さんにも理解していただくためには、もう少し丁寧な対応が必要かと思しますので、その点をひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

●市川会長 ほかにご質問はございませんか。

●中井委員 説明ありがとうございます。今までの先生方のご意見は、私も同じように思っています。それで今、住民の方の意見を、説明会の今後どういふことをするかということをおっしゃっていただいて、ここの文章にも出ていますけれども。それからここに五十何通の住民の方の要望が出ています。それがこの説明会のなかで説明するというなかで、私の理解では入っていないような気がしますので、やはり住民さんの要望もきちんと説明していただきたいと思ひます。

●山田委員 もう一点だけ、いろいろ安全面に気を遣われていて、駐車場の閉鎖時間は早めにしているということ、それは感謝申しあげたいと思ひますが、先ほど調査していただいた通学、通所の状況を拝見しますと、ほぼ1日中、お子さんや、かがやきの利用者の方が出入りなさっているという特殊な地域です。それだけを理由にすると一切駐車場を使うなという話になりそうですけれども、さすがにそうはいかないとしても、通学・通所のピークとなる8時半から、幼稚園の場合は9時半ぐらいまでそれなりに出入りがあると思ひれます。場合によっては駐車場の利用開始時間を10時ぐらいにあと倒しするということも併せてお考ひいただけないだろうか、ご検討をお願いしたいと思ひます。

●イズミヤ（村田） 駐車場の利用時間帯を、例えば朝の時間をもう少し後ろに下げたほうがいいのではないかということですが、それについては現時点で「こうします」とお答えできませんし、それにつきましては保留という形で、内部で対応可能かどうか検討させていただきたいと思ひます。

●宇野委員 少し違ふことですが、お手許の資料の図面5を拝見して思つたところですが、当然車を抑える。おそらく徒歩や自転車がたくさんのお客さんに来ていただくということを考へた場合、駐輪場の配置が多少気になります。今のところ丸太町通の側に集中配置ということになっていますが、おそらく歩道の幅等を考へたり、セットバックしていただい

る面積等を考えたりしますとここに全部集めていいのかどうか。かなり歩道幅自身が丸太町はそれほど広くないということで、あまり敷地の部分の余裕もそれほどないと考えますと自転車によるトラブル等を引き起こさないだろうかという懸念が生じます。最近、自転車の安全問題も盛んにいわれておりますので、せっかくセットバックされていい空間をつくろうというところはあるのでしょうかけれども、広いところにはできるだけ駐輪場を設けていただくアイデアはないのでしょうかということをおうかがいしたいと思います。

●イズミヤ（村田） 京都の物件を数々担当させていただいておりますので、いつもこの問題は生じる議論なのですけれども、どうしても主要道路面に前面空地を設けるということがございますので、非常に広いスペースを今回も創出する。それこそ歩道分を含めると敷地だけでも5メートルセットバックしますので、非常に有効な空地を設けることにはなろうかと思います。ただ、京都市さんの指導もございまして、駐輪場にはならないということもございまして、基本的にはそういう設定はしておりませんけれども、ダメかもしれませんがそういう駐輪はあるかもしれないとは思いますが。ただ、われわれとしては駐輪場でございますので適宜そのあたりは対応をしていかないといけないと思っておりますけれども、この空地があるということにつきましてはこの審議会でも何度も同じような議論があったと思っております。それにつきましては適切な運営をしていきたいと考えております。

●市川会長 ほかにご質問はございませんか。

●堀部委員 先ほど私の尋ねた市会の件については、どのように考えておられるのでしょうか。

●イズミヤ（寺谷） 請願書が採択されたことについては真摯に受け止めております。請願書のなかでご指摘されております内容についても、十分対応すべく施策を講じてやっていきたいと考えている次第でございます。

●堀部委員 考えていただけるのでしたら、そのようにしていただきたいと思っております。

●市川会長 ほかにご質問がないようでしたら、事務局から何かございますか。今の時点では特にありませんね。

追加資料請求についておうかがいいたします。新たに請求すべき追加資料はございますか。追加資料とっていいかわからないのですが、先ほどから委員の方々からご質問のようなものが出ておりますけれども、それについて、今、堀部委員のおっしゃったこともその一つですけれども、届出者のほうから答えるべき質問というのが、山田委員からも最初の質問でどうされますかということがございましたが。

●イズミヤ（村田） 利用可能時間帯が短縮できるかどうかについては、来月お答えしたいと思いますが。

●市川会長 事務局から、回答していただく点を整理していただけますか。

●事務局 それでは今の段階では駐車場の利用時間を繰りあげられるかどうかについては、検討していただいてご回答をいただく。ほかにということですが。

●市川会長 中井委員のご発言については特に回答は。

●事務局 そうしますと堀部委員からいただいた請願の対応についてと、あとは。

●堀部委員 申しあげたいのは京都市の緑化基本計画について、「京都市緑の基本計画」についても、今図面に落とし込んでおられるようですけれども、もう一度考え直して、もう少しそれを公開していただきたいという感じがしていますが、それにずれないのかどうかということもあります。

●市川会長 それではもう一度整理して新たにお答えをいただくように。

●事務局 先生方にももう1回ご確認させていただきまして、ご回答をお願いする分についてはもう一度整理して、またお願いすることになると思います。

●市川会長 特にその他ご質問がないようでしたら事務局から。

●事務局 一点だけ、事務局の説明で、前回審議会の資料請求のなかで説明会の周知方法というのがあったのですが、それはこちらで説明することになっていたのですが飛んでいましたので、説明会の周知方法をどうしたかについてだけ説明させていただきます。

もとの資料ですけれども55ページをご覧いただきたいと思います。55ページに「説明会等実施報告書」がございます。届出者から説明会を開催したあとに提出していただいているものです。こちらで表の真ん中あたりに「説明会開催の公告方法」とございます。こちらに書いてありますとおり、今回のイズミヤ堀川丸太町店の説明会についての公告、周知方法ですが、まず一点目は大規模小売店舗の設置場所に看板を設置して周知しております。また2番目に書いてありますとおり、敷地境界から1キロメートルの範囲内にある住戸、事業所等に新聞折込みでチラシ配布を行っております。要項上はこの二点でいいことになっているのですけれども、3

番目にイズミヤさんのほうで近隣住民の方に対してチラシをポスティングということで、これについては猪熊通の丸太町から竹屋町の間にある住戸に独自でポスティングをされていると報告を受けています。

これについては、その下に2・3番目については第1回目のみと書いています。説明会は2日間行っております。1日目についてはこういった形で周知しているのですが、2日目については当初はイズミヤさんも説明会は1回にして、もし1回目が高引いたときのために予備として考えておられたようですが、こちらのほうからできれば2回目もやってほしいとお願いしました。2回目をお願いをしたのが開催日の1週間前ぐらいで時間がなかったため、チラシ等の用意はできなかったということです。看板で第1回目にはしっかり周知してもらっていますので第1回目に来られた方に、第2回目もあるのでもしよければお越しく下さいということで周知していただいております。そのような形になっております。以上でございます。

●宇野委員 よろしいでしょうか。おそらく次回、答申案検討ということになると思うのですが、その場合、駐車場の問題について一定の方針を示していただかないと、今こういう案があります、結果はこうですというところですが、先ほどからいっていますようにハード・ソフト両面での対応、あるいは今後どのように段階的に取り組んでいけるか。そのあたりの姿をある程度見せていただかないと、なかなか答申案をまとめるに至らないのではないかと個人的に思っています。そのあたりでできましたら、なにがしかのご回答をいただければと思いますがいかがでしょうか。

●事務局 先ほど届出者から口頭での説明という形で受けている部分があったと思いますが、そのあたりも踏まえてまた新たにあるようでしたら、一定整理していただいで提出していただく。それについては届出者が用意されるのでどこまでかわからないのですが、可能な限り早めに委員の皆さんにお示しさせていただいたら、ちょっと確約はできないのですが、少なくとも次回審議会までには必ず用意させていただいて、できる限りお示しできる方向に。どこまでいけるかはありますけれども、それをいただいでそれも踏まえて答申案検討に入っていただくということでよろしいでしょうか。

●市川会長 お願いできますでしょうか。

●事務局 よろしいでしょうか。

●イズミヤ わかりました。

●市川会長 それでは、これで（仮称）イズミヤ堀川丸太町店の届出者からの説明を終了いた

します。どうもご担当の皆様，ご苦勞様でした。来月の審議会では答申案の検討を行いますので，それまでに事務局のほうへご回答をお願いいたします。

●イズミヤ どうもありがとうございました。

——（担当者退室）——

## 2 平成25年1月届出案件

### 「外市本社ビルに係る答申案検討」

●市川会長 それでは次の議題に移ります。議題2の「平成25年1月届出案件 外市本社ビル」について，事務局からお願いいたします。

●事務局（小山課長） 答申案の検討の前に，前回届出者に要求しました資料について，届出者から直接説明を行ってもらうべく待機しておりますので，委員の皆様のご承諾をいただきますようお願い申し上げます。

●市川会長 委員の皆様，それではよろしゅうございますか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 それでは担当の方々に入っていただきます。

——（担当者入室）——

●事務局 それでは前回の審議会でお預かりを受けて提出いただきました資料，ホッチキス止めの資料の資料2です。この資料につきましてご説明をお願いします。また届出者の方は前回に引き続きとなりますが，自己紹介の後にご説明いただきますようお願いいたします。

●外市（西村） 私からご紹介させていただきます。こちらに2名座っておりますけれども建物設置者でございます外市株式会社の者でございます，隣が図司でございます。

●外市（図司） 図司です。よろしくお願いします。

●外市（西村） 阪田です。

●外市（阪田） 阪田です。よろしく申し上げます。

●外市（西村） こちらに座っているのが、今回の建物の設計・施工を担当しております株式会社竹中工務店の栗原です。

●外市（栗原） 栗原です。よろしく申し上げます。

●外市（西村） 最後になりましたけれども、私は泉州繊維産業株式会社の西村と申します。よろしくお願ひいたします。私のほうは大店立地の届出手続きのお手伝いをさせていただいております。今日の説明も私のほうからさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

それでは、前回いただきました宿題についての回答をさせていただきます。お手許に配られているのが、1枚目が環境騒音の追加調査結果と記載したもので、2枚目にパース図がA4版で載っていると思います。まず、環境騒音の追加調査ということで、届出書類のほうに付けていた環境騒音の実態調査ですけれども、6時台と7時台の調査結果がないということで、荷さばき施設の可能時間帯を朝の6時から届けておりまして、6時台、7時台とも必要ではないかというご指摘がありました。7月9日（火）の朝の6時台と7時台の環境騒音の調査を実施しまして結果をそこに記載しています。4番の環境騒音実態調査の結果というところに、等価騒音レベルを6時台、7時台と記載しております。このような結果になっております。

2枚目でございますけれども、どういうイメージかということでお手許にはA4版で左側に昼間の外観、右側に夜間の外観ということでパース図を付けております。イメージとしてはこういうイメージになっていまして、これは建物を四条通の北西側から建物を見た感じになっています。下のところに解説を記載していますが、建物をアルミパネルでまとわせまして、和紋柄の一つである楔模様を大小種類の異なるパンチングによってかたどっています。夜は、右側に載せておりますように外壁の裏側からの光により、行燈のように静かに京都の夜景の一部となって浮かび上がるような計画にしております。これは、外市は呉服問屋でして京都のまちの中心に建つ呉服問屋として、また祇園祭の際に、目前にたつ長刀鉾の背景としてふさわしい佇まいを目指しているということでイメージしたものでございます。こういった外観になっているというものでございます。

以上が宿題をいただいた回答になっております。よろしく申し上げます。

●市川会長 ありがとうございます。ただ今の説明につきまして、何か委員の皆様からご質問、ご意見はございますか。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 特にないようですのでこれで届出者からの説明を終わります。ご担当の皆様、ご苦勞様でございました。ありがとうございます。

●外市 ありがとうございます。失礼します。

——（担当者退室）——

●市川会長 それでは続きまして、答申案について事務局から説明願います。

●事務局 それでは資料3をご覧ください。前回の審議会での審議と届出者説明資料及び現地  
の状況などを踏まえて作成しております。まず答申理由から読みあげます。ページでいいます  
と79ページをご覧ください。

1「現在の状況」から読みあげます。「当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の商業  
地域に位置している。周辺の状況は、北側は四条通を隔てて店舗及び事業所、東側は東洞院通  
を隔てて事業所及び住宅、西側は店舗及び事務所、南側は住宅、店舗及び事務所が立地してい  
る。また、当該店舗が立地しているこの地域は、京都市が「歩くまち・京都」の実現を目指し、  
徒歩と公共交通を基本とした移動を実現するべき地域として、都市のにぎわいと活性化を図る  
ため、歩行者及び公共交通の利便性の向上を目指している地域である」。

2「説明会の状況」として、「法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、  
隔地駐車場選定の考え方、屋上駐輪場の利用等についての意見及び質問が出された」。

3「意見書」ですが、「法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった」というこ  
とでございます。

4「審議会の見解」です。「指針に基づき、今回の出店計画を検討した。（1）駐車場及び来  
退店客の経路設定について。駐車場の配置については、自動車交通量や歩行者の通行も多い立  
地条件から、敷地内に駐車場を設置することが難しいため、隔地駐車場として京都市四条烏丸  
駐車場、パラカ烏丸錦パーキング及び東洞院駐車場に設けている。しかし、店舗から離れた距  
離にあるため、適切な誘導が望まれる。

駐車場の設置（収容台数）については、現在の利用状況を勘案すると契約駐車場ではあるが、  
指針台数の駐車は可能であると考えられ、法の趣旨からは適正であり、周辺環境に与える影響  
は少ないと考える。しかし、来店車両が集中しないためにも来店客の公共交通機関利用促進に  
努めることが望まれる。

（2）駐輪場について。駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条  
例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。駐  
輪場が屋上に設置されているため、交通整理員の配置等により円滑に誘導するとともに、駐輪

場利用者への特典を付与するなどの工夫により、来店者への駐輪場利用の意識づけを講じることが望まれる。

(3) 荷さばき施設について。荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等について適正な配慮がなされており、周辺の地域の生活や事業活動に与える影響は少ないと判断される。なお、午前6時台から荷さばきを行う計画を小売業者の確定により見直すことが表明されているため、見直すことが望まれるとともに、人通りの多い立地条件を考慮し、歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うことが望まれる。

(4) 騒音について。騒音についての予測では、基準値を超えることがないと考えられることから周辺環境に与える影響は少ないと判断される。(5) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて。廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても適正な配慮がなされており、周辺的生活環境への影響は少ないと判断される。

(6) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について。防災対策への協力については、防災協定等の締結及び、地方公共団体などから具体的要請があった場合協力する旨の意思表示がなされている。また、防犯及び青少年の非行防止のために、営業時間外は施錠するとともに、死角のない施設計画とする旨を表明している。

以上により、周辺の地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。ここまでが答申の理由になっております。

以上を踏まえまして市の意見ですけれども、78 ページにお戻りいただけますでしょうか。「記」の下の2「法第8条第4項の規定による市の意見について」です。「当審議会は、現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号）（以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断します。

なお、隔地駐車場について、店舗から離れた距離にあるため適切な誘導が望まれるとともに、来店客の公共交通機関利用促進に努めることが望まれます。また、駐輪場が屋上に設置されているため、交通整理員の配置等により円滑に誘導するとともに、駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により、来店者への駐輪場利用の意識づけを講じることが望まれます。

加えて、荷さばきについては、午前6時台から荷さばきを行う計画を小売業者の確定により見直すことが表明されているため、見直すことが望まれるとともに、人通りの多い立地条件を考慮し、歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫を行うことが望まれます。

以上、市の意見としては「なし」といたしまして、付帯意見として隔地駐車場への適切な誘導ということと、公共交通機関の利用促進が望まれるということ、また駐輪場についてですが交通整理員を配置するなど円滑に誘導するということ。

また前回の審議会の質疑のなかで、駐輪場を利用された方が例えば商品を買ったときに 50



円サービスをするということを考えてはどうかという、石原先生だったと思いますけれどもご意見がありまして、事業者のほうも検討させていただきますという話もございました。今後も屋上駐輪場というのは出ることがありますので、そのあたりもありまして意思表示として、なるべく駐輪場を使っただけのようにしてもらうことを考えてくださいということをするためにも、ここで「駐輪場利用者への特典を付与するなどの工夫により、来店者への駐輪場利用の意識づけを講じることが望まれます」ということも付帯意見として入れました。実際に店舗側がどこまでできるかという問題はありますけれども、そういうことも意思表示をしたほうがいいのではないかと思います、入れさせていただきます。

また荷さばきについても当初出店者が決まっていなかったということで、食品等が入る可能性もあるので午前6時台としていたと思うのですが、小売業者が決まりまして前回の審議会のなかでも確定したのでそれについては見直す、報告もお願いしますという話もしていました。それで荷さばきの時間帯について「見直すことが望まれる」という文言も付帯意見に入れております。あとは「歩行者の安全に配慮した荷さばき車両の入出庫」というのも入れさせていただきます。答申の説明については以上でございます。

●市川会長 ただ今の答申案の説明について、何かご質問、ご意見はございますか。

●山田委員 ありがとうございます。確認ですけれども、先般現地を見に行ったときに、店舗前面から駐輪場に至るまでの道が結構あるなという印象があったのですが、今ここに「円滑に誘導する」とお書きになっているのでこれに含まれているとは思いますが、もし念を入れていのであれば「店舗前面や、周辺道路に違法駐輪をさせないよう見回り等をする」ということを書いていただくのも一つの手かなと思います。含まれているかなとは思いますが、もし可能であれば。

●事務局 わかりました。それでは文言についてどのようにするかはありますけれども、入れさせていただきますと思います。

●堀部委員 ぜひ入れておいてください。そうしないと四条通に多く置くようになりますので。

●事務局 わかりました。

●市川会長 ありがとうございます。ということは答申案についての一部修正ということになるかと思いますが、修正が大幅な修正でなければこれは今日結審したほうがよろしいですね。

●事務局 その文言だけでしたら調整させていただいて、可能でしたら今回結審をいただけれ

ばと思います。ちなみに石原先生にもご欠席と聞いておりましたので、事前に答申案を見ていただいております。この方向性でというのはご了承もいただいております。縄田先生がご欠席なので、また別途調整をさせていただきます。

●市川会長 そうでしたら、ただ今お二人の委員からご指摘をいただいたところにつきましては修正をさせてもらいまして、私と事務局のほうにご一任いただければと思います。そういうことでよろしいでしょうか。

——（異議なしの声）——

●市川会長 ありがとうございます。それでは事務局と調整のうえ、市長に答申するというようにさせていただきます。

### 3 報告事項

●市川会長 それでは次に移ります。議題3の「報告事項」について事務局から説明をお願いします。

●事務局 それでは資料4をご覧ください。81ページです。「立地法に係る計画一覧」ということで記載しております。「手続中の届出案件」ということで答申済のイズミヤ高野店は、前回答申いただいたイズミヤ高野店は明日が意見通知の期限ですので、明日意見通知する予定にしております。前に結審いただきましたとおり、「意見なし」ということで予定しております。

次に「審議中」につきましては、平成25年1月届出案件の外市本社ビルについては先ほど結審いただきました。2月の届出案件の（仮称）イズミヤ堀川丸太町店については、次回答申案の検討に移っていきます。「縦覧中」の平成25年5月届出案件の（仮称）イオンモール京都桂川店につきましては、現在、公告縦覧しております意見書の受付をしているところでございます。「届出受理予定」ですけれども、明日受理する予定が1件、京都BAL、河原町通にBALというビルが前からあったのですけれども、これの建替えという計画があります。こちらを届出受理する予定になっております。ちなみにこちらのBALも、計画書が届きましたらまた送らせていただきますけれども、屋上の駐輪場という案件がまたきております。以上でございます。

裏面の82ページの「今後のスケジュール」は書いていますとおりなのですが、（仮称）イズミヤ堀川丸太町店につきましては8月と9月に答申案検討というスケジュールになっています。そのあと（仮称）イオンモール京都桂川店ですが、大量に部数がありましたので本日郵送させていただきました。明日ぐらいには皆様のお手許に届くと思いますが、（仮称）イオ

ンモール京都桂川店は8月下旬、次の審議会での諮問を予定しております。今回の（仮称）イズミヤ堀川丸太町店と同じように、9月と10月に届出者からの説明、質疑を行いたいと思っています。そして11月、12月で答申案の検討をさせていただく予定になっております。イオンモールにつきましては市の意見の通知期限は1月23日が期限となっております。スケジュールにつきましては以上でございます。

●市川会長 ただ今の報告について何かご質問はございますか。

——（委員から特に発言なし）——

#### 4 その他

●市川会長 ないようですので次の議題に移ります。議題4「その他」です。何かございましたらご発言をお願いいたします。

——（委員から特に発言なし）——

●市川会長 よろしゅうございますか。それではこれで本日の審議会を終了したいと思います。その前に事務局から事務連絡等があれば発言をお願いします。

●事務局（小山課長） 現地調査に引き続きましてご審議ということで、長時間ありがとうございました。ご連絡でございます。次回、8月の審議会につきましてはあらかじめお知らせさせていただいておりますとおり、8月27日（火）の午後3時から、場所はいつもの場所に戻りましてくに荘のほうで開催させていただきます。当日の議題としましては、（仮称）イズミヤ堀川丸太町店に係る答申案の検討でございます。その前に本日のご議論を踏まえまして、諸々の点についてイズミヤのほうから書面をいただきまして、それを事前にお届けする形を取りたいと思います。ご出席方よろしくお願ひ申し上げます。

●市川会長 繰り返しになりますが、次回審議会は8月27日（火）午後3時から、くに荘で行います。議題は、（仮称）イズミヤ堀川丸太町店の答申案の検討です。

次回の審議会におきまして特に非公開とすべき部分もないように思われますので、公開としたいと思いますよろしいでしょうか。

特にご異議もないようですので次回審議会も公開とさせていただきます。また審議会の出席機関についても、いつものように議題と関連のある機関に出席をお願いしたいと思います。こちらのほうもそういう形でよろしいでしょうか。

——（委員から特に発言なし）——

## 閉 会

●市川会長 それでは、これで第 130 回京都市大規模小売店舗立地審議会を終了いたします。  
長時間、どうもありがとうございました。